法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律	法令番号	昭和35年第145号
手続名	医薬品等製造販売業者の品質管理又は製造販売後安全管理の 方法の改善命令又は業務停止命令	根拠条項	第72条第1項

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者に対して、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、その製造管理若しくは品質管理に係る業務を行う体制又はその製造販売後安全管理の方法。以下この項において同じ。)が、第12条の2第1項第1号若しくは第2号、第23条の2の2第1項第1号若しくは第2号又は第23条の21第1項第1号若しくは第2号に規定する厚生労働省令で定める基準()に適合しない場合においては、その品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

厚生労働省令で定める基準

- 1.「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第136号)」
- 2.「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第135号)」
- 3.「医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第94号)」

分
基
準

3	対応	1 聴聞の実施	処理	薬務課	交付	な交換	目次	2.0	
	区分	弁明の機会の付与	機関	一条仍 就	機関	梁が元本 		2 9	